

認可外保育施設保育料助成の手続きの流れ

1 助成金の交付申請

認可外保育施設利用者助成金交付申請書を提出 <<助成対象者>>

【添付書類】 ①認可外保育施設入所決定通知書等の写し
②所得課税証明書（源泉徴収票や確定申告書の写し）
③雇用証明書

【提出先】 役場こども未来課（これっと総合体育館内）に直接



2 助成金の交付決定

申請者に認可外保育施設利用者助成金交付決定通知書を送付 <<東神楽町>>



3 助成金の請求

期別ごとに認可外保育施設利用者助成金交付申請書を提出 <<助成対象者>>

【添付書類】 ①保育料等支払証明書

【請求期限】 第1期（4月～6月分請求）：7月末日まで
第2期（7月～9月分請求）：10月末日まで
第3期（10月～12月分請求）：1月末日まで
第4期（1月～3月分請求）：3月末日まで

【提出先】 役場こども未来課（これっと総合体育館内）へ直接



4 助成金の振込

請求内容を審査し、請求に係る助成金を請求のあった日から30日以内に所定の口座に振り込みます。

※ 助成金の返還

偽りその他不正の手段によって、助成金の交付を受けた場合は、その全部または一部を返還してもらう場合があります。

● お問い合わせ ●

役場こども未来課 TEL 83-5423

東神楽町南1条西1丁目4番1号 これっと総合体育館内